

2004年(平成16年)10月6日(水曜日)



村上誠一郎
行革 産業再生担当相

――産業再生機構の果たすべき役割は。

「産業再生機構はこれまで、マツヤデンキのように民事再生手続きを併用したり、九州産業交通や三井鉱山のように、政府系機関の円滑な債権放棄を実現するなど、民間では進めにくかった再生案件によく取り組んだ。今後も再生モ

デルを提示するとともに、蓄積したノウハウを民間に還元し、事業再生の仕組みや市場をつくり育てることに期待している」

――再生機構が新たな支援企業を選定できる期限は事実上、年末まで。延長する考えは。

「タラタラ続けていると区切りがつかない。期限延長の考えは今

のところない。残りわずかだが、再生可能と認められる事業者なら、申し込みがあれば積極的に取り組んでいく。来年三月末の債権

買い取り期限を過ぎた後は、三年以内の売却つまり支援案件の出口

に向け、各事業者の再生を確実なものとするよう面倒をみていく」

――タイエーの再建問題をどう

みている。民間と並行して、再生機構も資産査定に入ったが。

「具体的案件については、一言が影響を及ぼすのでコメントは差し控えたい。日本ではまだ、事業

再生が揺らん期で、人材を育てたりしている途中だ。だから、(並行査定という形で)機構がかかわ

るのも悪いことではないと思う」

なるか! 改革

企業選定の期限延長せず

新聞僚に聞く